

各位

会社名 松尾電機株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 常俊 清治
(コード番号 6969 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員総務経理部門長 網谷 嘉寛
(TEL 06-6332-0871)

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせします。

なお、本件に伴う定款の一部変更（以下「本定款一部変更」といいます。）につきましては、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100株に集約することを目指しております。

そこで、当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単위를現在の1,000株から100株に変更すること（以下「本単元株式数変更」といいます。）について本定時株主総会に付議することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、本定款一部変更に関する議案及び下記「2. 株主併合」に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、投資単위를適切な水準に調整することを目的として、当社株式について10株を1株に併合（以下「本株式併合」といいます）の実施を本定時株主総会に付議することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合します。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	25,720,000株
今回の併合により減少する株式数	23,148,000株
株式併合後の発行済株式総数	2,572,000株

（注）「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

10,000,000株（現在の発行可能株式総数は、78,383,013株です。）

(3) 併合により減少する株主数

（平成29年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,075名（100.0%）	25,720,000株（100.0%）
10株未満所有株主	164名（5.3%）	237株（0.0%）
10株以上所有株主	2,911名（94.7%）	25,719,763株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様164名は、株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	78,383,013株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	10,000,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成29年5月12日（金）
- (2) 株主総会決議日 平成29年6月29日（木）（予定）
- (3) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成29年10月1日（日）（予定）

注：上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日（日）ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日（水）となります。

以上